

令和5年千葉市教育委員会会議
第11回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和5年千葉市教育委員会会議第11回定例会会議録

日時 令和5年11月15日(水)

午後2時00分開会

午後2時48分閉会

場所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 鶴岡 克彦
委 員 小西 朱見
委 員 藤川 大祐
委 員 竹田 賢
委 員 高津 乙郎
委 員 大山 尋美

出席職員 教 育 次 長 秋幡 浩明 学 事 課 長 長谷川 信
教 育 総 務 部 長 香取 徹哉 教 育 指 導 課 長 八斗 孝之
学 校 教 育 部 長 川名 正雄 教 育 支 援 課 長 保田 裕介
生 涯 学 習 部 長 齋木久美子 保 健 体 育 課 長 酒井 隆夫
学校教育部参事(教育改革推進課長事務取扱) 伊藤 淳 教 育 セ ン タ ー 所 長 細川 義文
中 央 図 書 館 長 佐久間仁央 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 小谷 泰也
総 務 課 長 山田 利雄 生 涯 学 習 振 興 課 長 内海 豊
企 画 課 長 望月 宏次 学 校 施 設 課 学 校 環 境 改 善 担 当 課 長 猪又 紀彦
教 育 職 員 課 長 吉田 悦子 保 健 体 育 課 学 校 給 食 担 当 課 長 渡邊 実
教 育 給 与 課 長 松永 信隆 総 務 課 課 長 補 佐 志賀 二郎
学 校 施 設 課 長 堀 明德

書 記 総 務 課 主 任 主 事 中台陽一郎 総 務 課 主 任 主 事 佐野 翔一

- 1 開会
教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全員の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
鶴岡教育長より高津委員を指名
- 4 会期の決定
令和5年11月15日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定
議案第43号から議案第45号までを非公開審議とする旨決定
- 7 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和6年度（令和5年度実施）公立学校教員採用候補者選考（二次）受験状況について
吉田教育職員課長より報告があった。
報告事項(2) 第53回千葉市中学校音楽発表会について
八斗教育指導課長より報告があった。
報告事項(3) 第59回千葉市陸上競技大会について
酒井保健体育課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第43号 令和5年度補正予算について（12月補正）
堀学校施設課長、保田教育支援課長、渡邊保健体育課担当課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第44号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について
松永教育給与課長より説明があった後、全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第45号 千葉市立中等教育学校設置条例の一部改正について
伊藤教育改革推進課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
 - (3) 臨時代理報告
報告第4号 令和5年度末及び令和6年度公立学校教職員人事異動方針について
吉田教育職員課長より報告があった。

報告第5号 職員の人事について

吉田教育職員課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 令和6年度(令和5年度実施)公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について

鶴岡教育長 報告事項(1)「令和6年度(令和5年度実施)公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 令和6年度(令和5年度実施)公立学校教員採用候補者選考(二次)受験状況についてご報告させていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

8月下旬の2週間にわたり、教員採用選考の第二次選考を実施しました。第二次選考の結果についてですが、志願者数4,949人に対して、2,076人が合格し、倍率は2.4倍となりました。昨年度の倍率が2.9倍でしたので、0.5ポイントの減となっておりますが、今年度の志願者数が昨年度より365人減少したことに加え、合格者数が昨年度より258人増加したことによるものとなっております。

校種や教科ごとの合格者数や倍率については、お手元にある資料でご確認いただければと思います。

なお、結果については、各受験者宛てに10月6日に発送するとともに、千葉県教育委員会のホームページにおいても、10月10日に合格者の受験番号を掲載しました。

本市における来年度の採用予定者数ですが、定年引上げにもなりますが、計画的に平準化で採用して参りますので、来年度は小学校80人、中学校60人、特別支援学校10人、市立高校4人、養護教諭12人の計166人を予定しているところです。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

報告事項(2) 第53回千葉市中学校音楽発表会について

鶴岡教育長 報告事項(2)「第53回千葉市中学校音楽発表会について」、教育指導課長、説明をお願いします。

八斗教育指導課長 第53回千葉市中学校音楽発表会について報告します。

10月25日(水)、26日(木)に、第53回千葉市中学校音楽発表会を開催しました。令和2年度、3年度がコロナ禍のた

め中止、昨年度はオンライン実施であったため、ホールでの開催は実に4年ぶりとなりました。

本発表会は、情操教育の一環として実施している、千葉市立の全中学校及び市立養護学校参加による音楽会です。日常の音楽学習の成果を発表し、相互に鑑賞し合うことによって、音楽学習への意欲と関心を高め、千葉市の中学校音楽教育の振興と向上を図ることを目的としております。

「2 実施概要」です。今年度は2日間、それぞれ午前午後に分かれて開催しました。25日は午前13校、午後14校の計27校、26日は午前14校、午後14校の計28校が参加しました。

「3 内容」ですが、開会式では、全員で「千葉市歌」を歌いました。「千葉市歌」は、千葉市民としての誇りを大切に、今後も歌い続けていけるよう、中学校を中心に指導している曲です。長く歌い継いでいくことで、郷土への愛着を深めるとともに、これからの千葉市の未来を担う気持ちが育つよう願っています。

演奏発表では、多くの学校が合唱を披露し、他には吹奏楽部の演奏やボディーパーカッションなどの発表がありました。お互いに各校の演奏を聴き合い、よさを認め合う時間となりました。

また、閉会式では、演奏発表を通して学んだことや、講師の先生からいただいた講評を受けて、「夢の世界を」と「大地讃頌」を合唱しました。ホールいっぱい歌声があふれ、4年ぶりのホール開催を彩るような締めくくりとなりました。

次に、「4 演奏内容」についてですが、55校中51校が合唱、3校が合奏、1校がボディーパーカッションの発表でした。

「5 出演の形態」は、47校が3年生による学年、学級での参加でした。他には、全校参加が1校、部活動、有志等による参加が7校でした。

「6 演奏曲」は、「ふるさと」「友～旅立ちの時～」「群青」が多くの学校に選曲されていました。歌詞の内容にメッセージ性のある楽曲が多く取り上げられ、歌詞の内容を深く味わい、自分の思いを乗せ、心を込めて歌う姿が見られました。

また、ボディーパーカッションとして、ストーリー性のある発表をしていた学校があり、合唱が多い中、参加した生徒の興味関心を引いていました。他にも、部活動での吹奏楽や養護学校によるお囃子も発表されました。

昨年度のオンライン開催を経て、今年度のホール開催という運びとなり、生の音楽を体感し、全員で音楽をつくり上げる喜びを感じられた発表会でした。

参加した生徒も、他校の演奏を聴き、次の学びにつながるよい機会となりました。

今後、生徒の感想や運営委員会における反省を集約し、その成果や課題を明らかにして次年度につなげていきます。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

報告事項(3) 第59回千葉市陸上競技大会について

鶴岡教育長 報告事項(3)「第59回千葉市小学校陸上大会について」、保健体育課長、説明をお願いします。

酒井保健体育課長 報告事項(3)「第59回千葉市小学校陸上大会について」ご報告します。

議案書の5ページをお願いします。

本大会の趣旨は、学校体育の発表の場とし、児童の陸上運動に対する興味、関心及び走力、跳力、投力を高めるとともに、心身の健全な発達と児童相互の望ましい人間関係の育成を図ることとしております。

大会は、中央区、花見川区、稲毛区が10月25日、若葉区、緑区、美浜区が26日に、いずれも青葉の森スポーツプラザ陸上競技場で行われました。25日は、56校1,805人、26日は52校1,581人の児童が参加しました。

また、25日には、鶴岡教育長、高津教育委員、大山教育委員、26日には、川名学校教育部長にも視察していただきました。

「3 種目」ですが、100メートル走、60メートルハードル走、1,000メートル走、走り幅跳び、走り高跳び、ソフトボール投げの6種目を男女に分けて行いました。

2日間とも暑い中での開催でしたが、子どもたちはそれぞれの目標の達成を目指して精いっぱい競技に取り組み、これまでの練習の成果を大いに発揮することができたと思っております。

「4 今年度の大会の特色」についてですが、主な変更点や工夫した点をご説明します。

まず、児童や職員の負担軽減や大会の時間短縮を図るため、開閉会式は開催せず、開会宣言と表彰式のみとしました。また、主

催者挨拶は、大会前の1週間、オンデマンドで各学校に配信し、多くの児童、職員が落ち着いた雰囲気の中で視聴できるように配慮しました。

保護者の方の応援については、正面スタンドで観戦できるよう開放しました。

種目内容の変更としては、60メートルハードル走の難易度を下げるため、ハードルをこれまでより1段下げて行うこととしました。

また、延期となった場合の予備日については、近隣校で集まり、ブロック別陸上大会を実施する計画としました。

6ページをお願いします。

画像は、競技や表彰式の様子と、メインスタンドの保護者席の様子です。

「6 総括」ですが、大会終了後の職員アンケートでは、「開催時間が短くなったことで、負担軽減につながった」や、保護者の声として、「応援席が正面スタンドで子どもの活躍を間近に見ることができてよかった」などという感想が寄せられました。

また、ギガタブを活用したオンライン応援を今年度も継続して行い、各学校では、「選手の表情や競技の様子が画面を通して近くで見られるので、児童が見やすく意欲的に応援ができました」という声もあり、これらの取組みについては、概ね高評価でした。

今後の陸上大会の在り方については、各学校、学年において、陸上運動系の領域を計画的に指導計画に位置づけて、学習する機会を確保することや、教職員の働き方改革の視点なども踏まえて検討していく必要があると考えております。

以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

高津委員 私は専門が陸上競技なので、大変関心を持って見させていただきました。今、反省にあったように、天候に恵まれましたし、様々な式典の簡素化、あるいは保護者をスタンドに入れる、オンラインで学校へ配信するなど、工夫して行ったので、大変好評なようによかったと思います。

一つ質問なのですが、60メートルハードル走のハードルの高さを1段下げたということですが、難易度を下げたのは、例えば新型コロナウイルス、あるいはインフルエンザなどの流行により練習不足だったという影響もあって下げたのでしょうか。それ

から、来年度以降も下げたままで行うのかをお聞きしたいと思
います。

酒井保健体育課長 ハードルを下げた理由としては、技能面と練習時間の課題があ
り、そのような対応としました。

具体的な理由ですが、ハードル走で求められる技能としては、
スタートからスピードに乗って、6台のハードルをスムーズに越
えてゴールまで走り切るというもので、その技能を習得するには
かなりの練習量が必要だと考えております。

ハードルの高さを下げることによって、技能面での難易度を
下げて、子どもたちにとっては取り組みやすくして、多くの子ど
もたちがハードル走の楽しさに一層触れることができるように
したいと考えました。

また、練習時間に限りがある中で、これまでのハードルの高さ
では、十分に技能を身につけて大会に出場する児童が少なくなっ
てしまうことも想定されたことが理由です。

今年度高さを1段下げたことを改めて検証して、来年度以降
のハードルの高さについては考えていきたいと思っております。

高津委員 それに加えて、プログラムの最後に今までの60メートルハ
ードル走の大会記録が書いてあります。高さを下げれば、同じ人
が走るのであればタイムはよくなるので、今回の記録は、参考種
目の50メートルハードル走の記録と同じように、あくまで参
考記録として今回の高さのものを記載するのか、あるいは、これ
からは今年度の高さで行うのであれば、60メートルハードル
はこの高さとして、今回の記録を大会記録にするのかどうかを
お伺いしたいと思えます。

酒井保健体育課長 ハードルの高さが変わったことで、これまでの大会記録は、あ
くまでも参考記録という位置づけになり、今年度の大会で、男
子、女子、それぞれの1位の記録を新たな大会記録と認定し、新
記録証も交付したところです。

高津委員 同じ60メートルハードル走でも、どのように違うのがはっ
きりするので、記録と合わせてハードルの高さをきちんと書い
ておいていただければと思えます。

酒井保健体育課長 承知しました。

鶴岡教育長 次に、教育委員会が教育長をして臨時に代理させ、処理した事項に係る報告をお願いします。

報告第4号「令和5年度末及び令和6年度公立学校教職員人事異動方針について」、教育職員課長、説明をお願いします。

吉田教育職員課長 令和5年度末及び令和6年度公立学校教職員人事異動方針についてご説明させていただきます。

議案書8ページをご覧ください。

本件は、本来、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定により、議案としてご審議いただかなければいけない案件でしたが、同規則第9条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告を行うものです。

今年度の人事異動方針は、昨年度の人事異動方針と大きな変更点はありませんが、今年度から、定年を段階的に引き上げることになりましたので、それに関わる文言整理や稲毛国際中等教育学校に係る表記の整理を行いました。

人事異動は、学校組織の活性化を図るとともに、各学校における教育活動の一層の充実、発展を図るための基盤となる条件整備であると考えているところです。各学校や教職員の実情を十分に把握し、適正な配置に努めて参ります。

10月31日に、校長を対象とした人事異動方針説明会を開催したところですが、今後、1月9日から全校長を対象とした教育長面接、1月19日から、校長との管理主事面接など、人事異動に関わる事務を進めていく予定です。

説明は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。今のお話でも少し触れられていましたが、定年の延長に伴う役職定年の扱いについては、どうなっているのか、今までに報告いただいたかもしれないのですが、今までの再任用ですと、60歳を超えた方も、再任用でそのまま校長先生などの役職も務められていたケースがあると思うのですが、定年延長で60歳を超えた方の役職の扱いについて教えてください。

吉田教育職員課長 定年引上げに伴い、60歳を超えた方については、校長は特例任用を認めることができますので、特例校長としての任用が可能となります。

ただし、選考となりますので、今後、希望に基づき選考を行なっていく形で検討しているところです。

藤川委員 承知しました。ありがとうございます。

鶴岡教育長 これまでと同じ形態の、定年延長の期間を満了し定年を迎えた後の再任用は、暫定再任用という言い方をさせていただき、60歳を超えて定年延長の間中は、特例校長という言い方になります。

藤川委員 すでに62歳や63歳の方は、暫定再任用校長ということですね。

吉田教育職員課長 当分はすみ分けがあるかと思えます。

藤川委員 分かりました。ありがとうございます。

竹田委員 言葉を教えていただきたいのですが、9ページの「4」の主幹教諭というのは、どういった教諭なのか。

吉田教育職員課長 主幹教諭は、学校教育法第37条に規定されており、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し並びに児童の教育をつかさどるとい形になっています。

簡単に説明させていただくと、校長と教頭の補佐をするとともに、教員のリーダーとして、学校組織を円滑に機能させる役割を果たす教諭という立場になります。

竹田委員 校長が指名するわけですか。

吉田教育職員課長 主幹教諭も選考試験を受験します。

竹田委員 試験があるのですか。

吉田教育職員課長 はい。受験する形になります。職務の級が3級職になります。

竹田委員 級が上がるのですか。

吉田教育職員課長 はい、上がります。教諭とは違いますので、選考に応じて、こちらから任命する形になります。

藤川委員 教諭とは違います。ほかの先生は、教諭なのですが、主幹教諭は、違う職です。

鶴岡教育長 希望して試験を受けて、合格したもののだけが主幹教諭になれるというシステムとなっています。

竹田委員 試験を受けて、給与も上がるのですね。学年主任や教科主任とはまた別なのですか。

吉田教育職員課長 はい、違います。

藤川委員 職階の問題と校内の役割はまた異なっており、何とか主任というのは、校内の役割となります。

吉田教育職員課長 今年度、教育長が人事異動方針で大きく打ち出したところにな

議案第43号 令和5年度補正予算について（12月補正）

鶴岡教育長 次に、議決事項に係る審議に移ります。

議案第43号「令和5年度補正予算について」、初めに、学校施設課長、説明をお願いします。

堀学校施設課長 議案書（2）の1ページです。

議案第43号「令和5年度補正予算について」、学校施設の補正予算を定めることについて市長に申し出るものです。

2ページをお願いします。

学校施設の各種改修等についてご説明します。

まず、「1 上水道施設改修及び消火設備改修」の「(1)【債務負担行為の設定】」についてですが、「ア 補正理由」ですが、令和6年度実施予定の上水道設備改修及び消火設備改修については、夏休みの期間に集中して工事を行わなければならないので、入札不調等で契約手続きに時間を要した場合でも、適正な工期が確保できるように、本年度中に前倒しで契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

「イ 補正内容」ですが、限度額は1億5,800万円で、内容等は記載のとおりです。

次に、「2 校庭整備」の「(1)【国庫補助金の交付決定への対応】」についてです。「ア 補正理由」ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、校庭整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となることから、併せて繰越明許費を設定するものです。

「イ 補正予算額」は、4億2,100万円で、「ウ 補正内容」は、記載のとおりです。

次に、議案説明資料の3ページをお願いします。

「3 エレベーター設置」の「(1)【債務負担行為の設定】」について、「ア 補正理由」ですが、エレベーター設置に係る実施設計、土質調査業務について、本年度内に前倒しで契約を行うことにより、施行時期の平準化を図り、入札の不調、不落対策を講じるため、債務負担行為を設定するものです。

「イ 補正内容」ですが、限度額は6,840万円で、内容等は記載のとおりです。

次に、「(2)【国庫補助金の交付決定の対応】」について、「ア 補正理由」ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、エレベーター設置工事に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が

次年度となることから、併せて繰越明許費を設定するものです。

「イ 補正予算額」は、8億8,500万円で、「ウ 補正内容」は、記載のとおりです。

次に、「4 学校施設の環境整備」の「(1)【債務負担行為の設定】」について、「ア 補正理由」ですが、令和6年度に実施予定の千葉高等学校冷暖房設備整備については、夏休み期間に集中して工事を行わなければならないので、入札不調等で契約手続きに時間を要した場合でも適正な工期が確保できるよう、本年度内に前倒しで契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

「イ 補正内容」ですが、限度額は4億4,300万円で、内容等は記載のとおりです。

「(2)【国庫補助金の交付決定への対応及び継続費の設定】」について、「ア 補正理由」ですが、国庫補助金の交付決定に伴い、学校施設の環境整備に係る経費を計上するとともに、事業完了予定が次年度となる単年度事業については、繰越明許費を設定し、事業期間が複数年度に及ぶ事業については、継続費を設定するものです。

「イ 補正予算額」は、43億7,660万円で、「ウ 補正内容」は、記載のとおりです。

次のページには、継続費の事業費及び年割額を記載しております。

学校施設課は以上です。

鶴岡教育長 次に、教育支援課長、説明をお願いします。

保田教育支援課長 議案書(2)の6ページをご覧ください。

本議案は、第二養護学校スクールバス整備の補正予算を要望することについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定により、議決を求めるものです。

「1 補正理由」ですが、令和6年4月から導入する予定の第二養護学校のスクールバス1台増便分について、当初リース車両の納車までに契約から半年程度かかる見通しであり、本年度内に前倒しで契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

また、リース車両運行開始までの間、一時的にレンタカーを賃借する必要がありますが、市場の需要が高く、早期の車両確保のため、本年度内に前倒しで契約する必要があることから、併せて

債務負担行為を設定するものです。

「2 補正内容」ですが、第二養護学校スクールバス増便に係る債務負担行為として、「(1) リース契約」については、期間は令和6年8月19日から5年間、限度額は1,400万円、「(2) レンタカー契約」については、期間は令和6年4月1日から3か月と12日、限度額は150万円です。

「3 実施時期」については、記載のとおりとなります。説明は以上です。

鶴岡教育長 次に、保健体育課担当課長、説明をお願いします。

渡邊保健体育課担当課長 7ページをお願いします。

学校給食費の負担軽減です。

「1 補正理由」ですが、物価高騰が継続する中、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供できるよう、当初予算において、学校給食費の負担軽減に係る所要の経費を計上したところですが、物価上昇率が想定を上回る状況となっていることから、増額分について、市議会第4回定例会に補正予算案を提出するものです。

「2 補正予算額」ですが、「(1) 学校給食事業特別会計」は、賄材料費の増額として3億円、財源は全額一般会計からの繰入金です。

「(2) 一般会計」については、学校給食事業特別会計への繰出金3億円、財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

「3 補正予算の内容」ですが、市立学校における令和5年度の学校給食食材費に係る物価高騰を13.4%と見込み、当初予算で見込んだ6.2%では不足する賄材料費を増額します。

なお、この13.4%についてですが、主な学校給食調達物資である穀類、魚介類などの7分類を総合した、令和5年8月における令和3年10月比の千葉市の消費者物価指数であり、この指数に基づき増額することで、今までと同様の栄養バランスや量を保った給食を提供することができるものと考えております。

「4 参考」ですが、今回の賄材料費の増額による、現行の1食当たり学校給食費の単価の増額分をまとめたものです。

説明は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。2点あります。

1点目は、学校施設課関連の4ページの一番上の表ですが、千葉高等学校冷暖房設備整備で、普通教室棟冷暖房設備整備工事となっているのですが、普通教室自体の冷暖房というのは、もともとあると思いますので、これが一体どういう整備なのかを教えてくださいと幸いです。

2点目は、保健体育課関連で、今の7ページのところですが、参考にある表というのは、賄材料費のみの金額と捉えていいのか、ほかに何らかの経費も入った額なのかを教えてくださいと幸いです。

堀学校施設課長 市立千葉高校の普通教室の冷暖房ですが、現在、おっしゃるとおりあります。しかし、設置からもう15年余り経過をしており、老朽化が大分進んでおりますので、今回、これを新しいものに更新するものです。

藤川委員 なるほど。承知しました。ありがとうございます。

渡邊保健体育課担当課長 7ページの「4」の表の金額ですが、こちらは1食当たりの給食の単価になっており、その単価の金額で賄材料としての食材を購入するということなので、賄材料以外のものに充てるということはありません。

藤川委員 例えば、人件費や設備費というのはここには入っていないのですね。

渡邊保健体育課担当課長 入っていないです。

藤川委員 分かりました。ありがとうございます。

大山委員 ご説明ありがとうございます。

私も給食費のことで、こちらは各家庭が大変助かると思いますし、この補正予算を組んでいただいて大変ありがたいと思います。質問は、スクールバスについてです。

レンタカーやリース車両になるかと思いますが、運転手は、市の職員になるのか、レンタカー会社の方になるのか、その辺りが分からないので、教えてください。

保田教育支援課長 運行管理業務委託を結び、ドライバーをお願いしております。現在運行中の第二養護学校スクールバス5台についても、同様となっております。

大山委員 ありがとうございます。

スクールバスでの事故が結構起きておりますので、ぜひ、その辺りを注意していただければと思います。

高津委員 2点質問ですが、スクールバス1台増便というのは、今あるも

のから1台増やすのは、生徒数が増えることで1台増やすのが1点と、給食についてですが、直接は関係ないですが、福島原発の事故で、ある国に一切輸出できないということで、こちらを助けるような食材というのは使用できないのでしょうか。遠いですし、千葉県もたくさんの海産物が取れるため、恐らくないと思うのですが、どうでしょうか。

保田教育支援課長 スクールバスについてです。

おっしゃるとおりでして、令和元年度には児童数が72人だったのですが、今年度は114人と非常に増加しており、来年度も120人を超えることが想定されるため、バスを1台増便して、安全・安心な運行に心がけたいと思っております。

高津委員 分かりました。

渡邊保健体育課担当課長 食材関係での支援ということですが、北海道の確か森町というところで、ホタテ貝を町で買って、他の自治体の給食に使ってもらおうというようなことを行っていたので、その活用を検討したのですが、市内の全部を集約した上で、申込みを短期間のうちに行わないといけなかったため、間に合わなかったところです。

竹田委員 7ページの「参考」のこの表で、小学校と第二養護学校で1年生、3年生の1食当たりの単価が違うのは、食材の差か何かなのですか。

渡邊保健体育課担当課長 養護学校、第二養護学校については、喫食する方へ特別な配慮が必要ということがあり、嚙下の関係などで、必ず汁物をつけたり、あと魚の切り身だと骨がないものを選ぶなどしているのですが、そういった部分で価格が高くなるということがあります。それが反映されるためです。

竹田委員 分かりました。

鶴岡教育長 ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第43号「令和5年度補正予算について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第44号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

鶴岡教育長 議案第44号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、教育給与課長、説明をお願いします。

松永教育給与課長 議案第44号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正に

ついて」、ご説明します。

議案書(2)の9ページ、参考資料は1ページをお願いします。
参考資料の方をもとに説明させていただきます。

まず、「1 改正の趣旨」ですが、本年10月の千葉市人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料、期末手当及び勤勉手当を引き上げるとともに、一般職の職員の改正を踏まえ、特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の給料及び期末手当を引き上げるほか、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるようにするなど所要の改正を行うため、市長に申し出るものです。

「2 改正内容」についてですが、まず、「(1) 給料表の改定」をご覧ください。

教育職給料表について、行政職給料表の改定状況を考慮して、初任給を1万2,300円引き上げるとともに、初任給に重点を置きつつ、全ての級号給について給料を引き上げるものです。平均改定率は、1.0%です。

参考として、点線で四角に囲った箇所は、行政職給料表の改定内容を掲載しており、平均給与改定率は、1.0%となっております。

次に、「(2)一般職の常勤職員の期末手当及び勤勉手当の改定」です。

「ア 令和5年12月期の支給月数の変更」(ア)定年前の職員の表をご覧ください。

表の左側の一般の職員について、表の下段の12月期を見ていただくと、12月期の期末手当を改定前の1.20月から改定後の1.25月へ、勤勉手当を同じく、1.00月から1.05月へ、それぞれ、0.05月引き上げます。表の右側の管理職員についても同様に、期末手当を1.00月から1.05月へ、勤勉手当を1.20月から1.25月へ、それぞれ0.05月引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給月数は、4.4月から4.5月となるものです。

2ページをお願いします。

(イ)定年前再任用短時間勤務職員についてですが、表の網かけ部分をご覧ください。

一般の職員及び管理職員の期末手当と勤勉手当を0.025月ずつ合計で0.05月引き上げ、年間支給月数を2.35月とし

ます。

その下の（ウ）特定任期付職員について、期末手当を0.1月引き上げ、年間支給月数を3.4月とします。

次に、「イ 令和6年6月期以降の支給月数の変更」ですが、こちらの表は定年前、定年前再任用短時間勤務職員、特定任期付職員をまとめて記載しております。一覧表の網かけ部分をご覧ください。

令和5年度の12月期に引き上げた分を、令和6年度は6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し直すもので、表の左側の定年前の職員のうち一般の職員については、6月期及び12月期の期末手当を、それぞれ1.225月、勤勉手当を、それぞれ1.025月とし、年間では4.5月とします。その右側の定年前の管理職員以降についても、同様の考え方で、記載の通りの月数に変更します。特定任期付職員については、期末手当を変更します。

次に、「（3）管理職手当の改定」をご覧ください。

行政職8級の管理職手当について、13万100円から、13万400円に引き上げるものです。行政職8級は、教育委員会では教育次長が該当します。

3ページをお願いします。

年間給与への影響ですが、記載のとおり、教育職平均で、年間約11万3,000円の増となり、内訳としては、月例級で約5万1,000円の増、期末・勤勉手当で約6万2,000円の増となります。

次に、「（4）特別職の期末手当の改定」をご覧ください。

「ア 令和5年12月期の支給月数の変更」について、表のとおり期末手当を2.3月とし年間支給月数を4.5月とします。

「イ 令和5年6月期以降の支給月数」は6月期と12月期で、それぞれ2.25月とします。

最後に、「（5）会計年度任用職員の給料表及び期末手当の改定」をご覧ください。

「ア 給料表の改定」ですが、会計年度任用職員の給料表は、一般職の職員の給料表に準じるものとしているため、一般職の職員の給料表の改定に合わせ、会計年度任用職員の給料表を改定するものです。

次に、「イ 勤勉手当の導入及び一般職の職員の期末、勤勉手

当の引上げに係る改定」ですが、令和6年4月施行の改正地方自治法により、パートタイムの会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようになることから、本市においても支給できるように改正するものです。

あわせて、令和5年人事委員会勧告による一般職の職員の期末、勤勉手当の改定を踏まえ、令和6年度の会計年度任用職員の期末、勤勉手当について、表に記載のとおり、6月期及び12月期の期末手当を、それぞれ1.25月から1.225月へ変更するとともに、新たに勤勉手当を6月期及び12月期で、それぞれ1.025月支給することとし、定年前の一般の職員と同様の支給月数とします。

4ページをお願いします。

「3 施行等年月日」についてですが、(1)の一般職の職員の給料表の改定及び管理職手当の改定は、令和5年4月1日から、(2)の令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の改定は、令和5年12月1日から、(3)の令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当の改定並びに会計年度任用職員に係る改定は、令和6年4月1日から適用とします。

5ページから37ページは、新旧対照表となっておりますので、後ほどご確認をお願いします。

説明は以上です。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

私から、各所管課には注意していただきたいと思うのですが、会計年度任用職員で期末、勤勉手当が関わるのは、15時間以上でしたか。

松永教育給与課長 15時間30分以上です。

鶴岡教育長 15時間30分以上勤めている人で、扶養手当に係る上限ぎりぎり勤めている人がいると思います。この改正によって、うれしいことだけど、支給されることによって扶養手当がオーバーしてしまう、もらえなくなってしまうという可能性があります。次年度お願いする際に、ここはしっかり説明しないといけないし、一斉に説明できればいいのだが、できないので、各所管が説明しなければいけないと思います。そこは、しっかり注意して雇用に当たらなくてはならないと思うのですが、いかがでしょうか。

松永教育給与課長 会計年度任用職員の任用担当課は、総務課となるので、総務課と相談しながら、分かりやすい説明ができるような資料を作成し

ていきたいと思えます。

鶴岡教育長 そこは丁寧にお願いします。

松永教育給与課長 かしこまりました。

鶴岡教育長 各所管もお願いします。

ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第44号「千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第45号 千葉市立中等教育学校設置条例の一部改正について

鶴岡教育長 議案第45号「千葉市立中等教育学校設置条例の一部改正について」、教育改革推進課長、説明をお願いします。

伊藤教育改革推進課長 議案第45号、千葉市立中等教育学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明します。

議案書(2)は、29ページですが、参考資料でご説明させていただきます。参考資料の38ページをお願いします。

まず、「1 改正の趣旨」ですが、稲毛国際中等教育学校の大規模改造工事に伴い、同校を一時的に旧高洲第二中学校へ移転するため、所要の改正を行うものです。

次に、「2 改正の概要」ですが、稲毛国際中等教育学校の所在地を、「千葉市美浜区高浜3丁目1番1号」から「千葉市美浜区高洲4丁目4番3号」に改めるものです。

最後に、「3 施行期日」ですが、移転時期に合わせて、令和6年1月1日とします。

参考として、稲毛国際中等教育学校の移転スケジュールを記載しております。また、説明資料の39ページは、改正条例の新旧対照表です。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

鶴岡教育長 審議に移りますが、質問等を含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございました。

実際の運用について少し伺えればと思います。中等教育学校の所在地の移転ということですが、現在は、稲毛高等学校附属中学校の3年生が在籍している状況かと思います。この3年生は、移転するのかわしないのかをまず伺いたいです。

さらに付け加えて、それなりに距離がある状況だと思います

が、先生方は、中学校と高等学校で完全に分かれてはいないと思います。先生方の往来、あるいは部活動の中高一緒に行っている部分があると思うので、部活動の運営など、そういったことについて、今の時点で分かっていることがあれば教えてください。

伊藤教育改革推進課長 まず、稲毛高等学校附属中学校の3年生については、稲毛国際中等教育学校の前期課程の生徒と同様、旧高洲第二中学校の校舎に移ります。

次に、教職員の移動ですが、こちらは基本的に徒歩などを検討しております。

最後に、中高合同の部活動は、吹奏楽部や弦楽オーケストラ部があるのですが、時々、旧高洲第二中学校や稲毛高等学校での合同練習を予定しております。その往来には、バスでの移動を予定しており、今、バスの移動措置を実現できるように検討しているところです。

藤川委員 ありがとうございます。

鶴岡教育長 ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第45号「千葉市立中等教育学校設置条例の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

鶴岡教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

8 その他

第12回定例会は、令和5年12月20日（水）に開催することと決定した。

9 閉会

鶴岡教育長より閉会を宣言